

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和7(2025)年12月11日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「3点お伝えしたい。1点目は、12月8日の青森県東方沖を震源とする地震と津波警報について、適切に対応していただいた。北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、沿岸部を中心に今後の地震発生を不安視する県民は多いと思うので、各地域の実情に合わせた対応を引き続きお願いしたい。また、インフルエンザも流行しているところ、地震への対応をはじめ警察活動に支障が及ばないように体調管理と感染防止に留意してもらいたい。2点目は、熊への対策について、先日、大船渡市で行われた緊急銃猟のニュースの中で、住民の方が、『警察の皆さんが緊急銃猟を行うので家から出ないようにしてくださいと注意して回ってくれたり、立ち入り禁止の規制をしてくれたりしたので安心だった。』などと話しているのを聞き、熊対策における警察の立ち位置を改めて理解することができた。自治体、地域住民が一体となって熊対策を講じられるよう、継続して連携をお願いするとともに、今年の教訓を来年の対策につなげていただきたい。3点目は、匿名・流動型犯罪グループによる強盗等の闇バイトの指示役が逮捕された報道について、4都県警の刑事部長や捜査第一課長が同席して会見している様子を見て、一つの課や一つの署、一つの県だけでは対応しきれない事件が増えていることを実感した。時代の変化に柔軟に対応できるよう、縦・横の連携がとれる組織づくり、全職員が課題を共有し取組を進めることができる意識改革をよろしくお願いしたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定に基づき公安委員会が別に定める事項について

警察本部から、「令和7年12月15日から、『警察行政手続オンライン化システム』の運用が開始されることに伴い、電子情報処理組織により行うことができる申請等について規定した公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則が一部改正され、同15日に施行されること、電子情報処理組織により申請可能な手続について、改正規則に公安委員会が別に定める必要がある旨規定されていることから、対象となる手続と手続の一覧を岩手県公安委員会のホームページに掲載し、県民への周知を図るもので

ある。併せて、同規則の他の規定に公安委員会が別に定めるよう規定している事項についてもホームページに掲載し、周知を図ることとしている。掲載日はシステムの運用開始、改正規則の施行日と同様12月15日を予定している。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員質疑 》

「オンラインで申請等できない手続はあるのか。」

→本部説明

「できないものもあるが、新たに500以上の手続が行えるようになり、ほぼ網羅している。」

【生活安全部議題】

○ 匿名・流動型外国人犯行グループによる詐欺等事件の検挙について

警察本部から、「被疑者は、千葉県千葉市の集合住宅を拠点とするベトナム人男性5名であり、令和7年11月10日に逮捕、12月1日に再逮捕したものとなる。11月10日の逮捕については、被疑者4名を詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反で通常逮捕し、被疑者1名を出入国管理及び難民認定法違反の旅券不携帯で現行犯逮捕したものであり、詐欺、組処法違反の内容は、被疑者らが、千葉県千葉市内のスーパーマーケットにおいて、他人名義の電子決済サービスのアカウントを、正当な使用権限がないのにこれがあるように装って店員をだまし、スマートフォンを決済端末にかざして決済し、食料品等23点、合計約8,100円相当をだまし取るとともに、その取得につき正規利用権者になりすまし、事実を偽装したもの、旅券不携帯は、逮捕時に1名が旅券を携帯していなかったものである。12月1日の逮捕は、被疑者5名を出入国管理及び難民認定法違反の不法残留、いわゆるオーバーステイで通常逮捕したもので、令和7年4月20日、紫波郡矢巾町に居住する50歳代の男性から紫波警察署に対し、電子決済サービスのアカウントが乗っ取られ不正利用された旨の警察安全相談があり、所要の捜査を行ったものとなる。今後、押収したスマートフォン等の精査、被疑者の取調べなどを進め、事件の全容解明を図る方針である。」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 第2回東北北部三県合同現場鑑識研究会の開催結果について

警察本部から、「本研究会は、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の広域化・多様化、被疑者特定の困難化等が懸念されるところ、事件に関する客観的証拠の重要性が一層増している情勢を受け、東北管区警察局内の青森、岩手、秋田の北部三県警察の鑑識課員が一堂に会し、各県の鑑識活動事例等を基に検討を行うことにより、鑑識部門の連携強化と現場鑑識力の高度化を図ることを目的として開催したものである。第1回目となる昨年は秋田県で開催し、第2回目となる今年には本県で開催した。研究会は、11月27日と翌28日の2日間、1日目を警察学校、2日目を盛岡東警察署を会場に行われ、本県警から鑑識課長以下16名、青森県警から鑑識課長以下7名、秋田県警から鑑識課長以下7名の合計30名が出席した。各県から現場鑑識活動要領や活動・研究事例等について発表があり、その内容に基づき意見交換等を行ったが、三県警察鑑識部門の更なる連携強化、各県の有用性ある鑑識技法の共有がなされ、多大な成果を得る研究会であった。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 「令和7年度冬の交通事故防止県民運動」の実施について

警察本部から、「『令和7年度冬の交通事故防止県民運動』は、12月15日から24日までの10日間実施され、今回の運動重点は、スピードダウンの徹底、高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止、飲酒運転の根絶、冬道用タイヤ装着の徹底の4点で、スローガンは、『飲む前に 車じゃないよね？ 再確認』である。過去5年の県内における運動期間中の交通事故発生状況を見ると、日没が早まったことによる歩行者が被害に遭う交通事故、路面状況悪化によるスリップ事故、忘年会など飲酒機会の増加に伴う飲酒運転の発生が懸念されることから、運動期間中は、これらの事故を防止するため、赤色灯を点灯したパトカーによる交通監視活動など、目立つ街頭活動により運転者及び歩行者双方の安全意識を高めるとともに、横断歩行者等妨害等違反の取締りを強化することにより、運転者の歩行者保護意識の醸成を図ることとしている。期間中の主な行事予定としては、12月15日の『年末年始における特別警戒活動出発式』（盛岡東署）、『100人による街頭啓発活動』（北上署）、同16日の『冬の交通安全キャンペーン』（高速道路交通警察隊）、同17日の『県下一斉酒類提供飲食店に対する飲酒運転根絶広報活動』（各警察署）のほか、各警察署において、関係機関・団体と連携し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼び掛ける広報活動を行うこととしている。8月以降、交通死亡事故が相次いでおり、本年は非常に厳しい交通情勢下にあるが、今年度最後となる県民運動の取組を通じ、県民の安全意識を高め交通事故防止につなげていく。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 警務課

県審査会から要求のあった資料の提出（行政文書非開示決定に対する審査請求関係）についての説明、決裁

○ 県民課

令和7年度岩手県警察署協議会連絡会（代表者会）の開催についての説明、決裁

○ 会計課

NHK放送受信契約に係る未契約事案に関する対応状況についての報告

○ 監察課

監察課業務報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 交通企画課

運転免許取消処分の取消しを求める審査請求の審理結果についての説明、決裁

警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴う岩手県道路交通法施行細則の改正スケジュールと補完措置についての報告

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁

部内広報誌掲載予定の原稿（案）についての説明、決裁